

議案第 66 号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、丹波少年自然の家事務組合を解散することに伴い、丹波少年自然の家事務組合理約を次のとおり変更することについて構成団体と協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 24 日提出

三田市長 田 村 克 也

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約（昭和 54 年 4 月 1 日規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第 15 条 組合が解散した場合においては、丹波市がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。

附 則

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。